

広島市告示第68号

令和8年2月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）

第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権
を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に
供します。

広島市長 松 井 一 實